

大学におけるセクシュアル・ハラスメントの生起過程：計量分析を通して

園井, ゆり

九州大学大学院人間環境学研究所：博士後期課程：家族社会学, ジェンダー論

<https://doi.org/10.15017/926>

出版情報：人間科学共生社会学. 3, pp.39-52, 2003-02-14. 九州大学大学院人間環境学研究所
バージョン：
権利関係：

大学におけるセクシュアル・ハラスメントの生起過程

— 計量分析を通して —

園 井 ゆ り

要 旨

本稿の目的は、大学でのセクシュアル・ハラスメント問題が少しでも生じないようにするために、その生起過程を明らかにすることである。大学でセクシュアル・ハラスメントが発生する要因には、少なくとも「大学固有の要因」と、「一般的な要因」の2つが考えられる。固有の要因とは、教員と学生との間に存在する力関係を背景にセクシュアル・ハラスメントが起こる可能性があることなど、大学固有の組織構造が原因で生じることである。一般的な要因とは、セクシュアル・ハラスメントに対する個々人の認識の仕方が異なるため、セクシュアル・ハラスメントが生じるのではないか、ということである。一般的な要因については、大学院生を対象にした調査結果をもとに重回帰分析を行った。その結果、男女平等志向である者ほどセクシュアル・ハラスメントを広く認識することが示された。2つの要因の分析から、特に大学においては、少なくとも教員側が学生に対して持つ力について改めて認識し、かつ男女平等志向が高い者のセクシュアル・ハラスメント認識を受け入れることが、大学におけるセクシュアル・ハラスメントの発生を少なくする上で必要であることが提案された。

キーワード：セクシュアル・ハラスメント、認識、ジェンダー

1 本稿の目的

大学におけるセクシュアル・ハラスメントの問題が、新聞等で取り上げられるのをよく見るようになった。セクシュアル・ハラスメントを問題ある行為としてとらえる社会の動きや、セクシュアル・ハラスメントに関する法律の制定などは、セクシュアル・ハラスメントの現状を見えやすくし、問題化することを可能にしたといえることができる。

大学におけるセクシュアル・ハラスメント問題が少しでも起こらないようにするためには、セクシュアル・ハラスメントがどのようにして生起するかを分析する必要がある。なぜなら、セクシュアル・ハラスメントの生起過程を明らかにすることで、問題の解決に向けた対策がよりたてやすくなると考えられるからである。大学でセクシュアル・ハラスメントが生じる要因

には、少なくとも2つ考えられる。1つは大学固有の要因であり、もう1つは一般的な要因である。大学でのセクシュアル・ハラスメント問題はこれら2つの要因が相互に関連しながら生起すると考えられる。

大学固有の要因とは、例えば、教員と学生間に存在する力関係の差を背景にセクシュアル・ハラスメントが起こる可能性があることなど、大学固有の構造が原因で生じることである。また、一般的な要因とは、どのような行為がセクシュアル・ハラスメントにあたるのか、ということに対する個人個人の認識の仕方が異なるため、セクシュアル・ハラスメントが生じるということである。すなわち、一般的な要因の分析では、何がセクシュアル・ハラスメントに対する個人の認識の仕方に影響を及ぼしているかを明らかにすることを目的としている。

固有の要因は文献研究を通して、また、一般的な要因は、筆者らが大学院生を対象に行った調査（「大学院生の生活と意識に関する調査」¹⁾）に基づく計量分析を通して考察したい。本稿の目的は、固有の要因と一般的な要因の分析を通して、大学におけるセクシュアル・ハラスメントの生起過程を明らかにすることにある。その上で、セクシュアル・ハラスメント問題が少しでも生じないようにするための1つの方向性を提示できればと思う。

2 固有の要因

大学におけるセクシュアル・ハラスメントが生じる形には教員—学生間、学生同士、職員—学生間など、様々な場合が考えられる。セクシュアル・ハラスメントは、どのような関係で生じたかによって、問題がもつ意味も異なってくる。従って、本稿では大学におけるセクシュアル・ハラスメントを、特に教員（加害者）と学生（被害者）間に生じるものに焦点をあて、考えることにする²⁾。

教員と学生の間で起こるセクシュアル・ハラスメントを考えた場合、それは、両者の間に存在する力関係の差を背景に生じる性差別であることが指摘できよう。このことは以下の2点を意味する。第1に、セクシュアル・ハラスメントは、教員と学生との間に存在する力関係や人間関係といった文脈を背景に生じる問題であるということだ。すなわち、大学でのセクシュアル・ハラスメントに限らず、セクシュアル・ハラスメントは、何よりその行為がなされる文脈に着目して理解されなければならない（牟田 2001）。第2に、セクシュアル・ハラスメントは多くの研究（江原・栗原 2000：MacKinnon 1979：牟田 2001ほか）が指摘する通り、性差別の一形態として把握できる。すなわち、セクシュアル・ハラスメントはジェンダーに基づく意識が生み出している問題といえるのである。

また、第1点目に関して、教員と学生との間に存在する力関係の差とは、具体的にいかなるものなのか。教員と学生との間に力関係が構築される仕組みを、両者の大学における位置づけを捉えた上でみていきたい。その際、①雇用関係、②組織構造、③セクシュアル・ハラスメントの解決方法という3つの視点に依拠してみていくことにする。

第1に、雇用関係について。大学における教員と学生との位置づけをみた場合、まず、大学との雇用関係における両者の相違が挙げられる。すなわち、教員は雇用されているが、学生は雇用されていない。「教員は大学部局の最高意思決定機関である教授会の構成員」として、セクシュアル・ハラスメント問題をはじめ、大学で起こる様々な問題についての決定に関わる立場にあるということが出来る（牟田 2000：145）。一方、学生は学業や研究を大学という場で行う以外、教員のように大学の決定事項に関わることは基本的にはない。従って、雇用関係という観点から、教員と学生の位置づけをみた場合、学生に比べ教員の方が、より力をもった存在であるといえるのではなかろうか。

第2に、組織構造の観点から、教員と学生との位置づけを考えた場合、少なくとも以下の2つが関わるだろう。1つは、評価システムが学生に与える影響の大きさである。すなわち、単位の認定など学生の成績評価に関することは「教員個人の裁量の余地が格段に大きい」（江原 1997：16）。それゆえ、仮に、専攻に必修の科目を担当する教員や、学位論文など卒業・修了要件の合否判定を下す教員からセクシュアル・ハラスメントを受けた場合、学生は被害を問題化しにくいと感じてしまうだろう。牟田（2001：39）は、大学におけるこのような事態を、被害者にとって「かかっているものの大きさ」が問われているからだ指摘する。すなわち、必修科目や学位論文などは、学生の「卒業」や、特に大学院生の場合は「将来」がかかっているため、被害者が教員に抗議することは、自身の進路を危うくすることになりかねない。従って、学生に対する評価をまかされているという意味において、教員は、学生より力をもった存在といえるだろう。

もう1つは、江原（1997）のいう「大学社会の二重性」である。これは、特に大学院生など、将来研究者を志望する者に関わる。すなわち、大学社会は、「大学組織」自体と「複数の大学組織にまたがる特定の専門領域の『研究者集団』」とが重なった「二重の世界」からなる。「研究者集団」とは例えば「学会」に代表されるように、「同じ専門領域に関心を持つ研究者によって構成」される。それゆえ、教員からセクシュアル・ハラスメントを受けた場合、学生は、仮に当該大学組織から離れ得たとしても、その教員と同じ「研究者集団」に属する限り、「いかなる研究生活を送るとしても、加害者の影響力から完全に逃れることはできない」という事態が考えられるのである（江原 1997：15-19）。従って、大学社会に存在する二重性という構造からみると、教員は学生に対して大きな影響力をもつということが出来る。

第3に、セクシュアル・ハラスメントの解決方法という観点から、教員と学生との位置づけを考えた場合、転学や専門領域の転向による問題解決の方法は、学生にとって有効な選択肢にはなりにくいということが指摘できる。

すなわち、特に、専門を指導する教員からセクシュアル・ハラスメントを受けた場合、研究領域の固有性・専門性から、学生にとって、他の研究機関での研究の続行は難しい場合がある。なぜなら、学生が行う研究を指導できるのは、セクシュアル・ハラスメントを行った当の教員だけ、ということが考えられるからだ。また、たとえ他の研究機関に自分の専門を指導できる

教員がいる場合でも、そもそも転学自体が容易でないだろう。それゆえ、学生は、他の研究機関に転学することで問題解決を図ることが難しいばかりか、転学自体が困難な状況にあるといっても過言ではない。

また、他の専門領域に転向することで解決を試みることも考えられる。しかし、特に将来研究者を志望する学生の場合は、志望を決める時までには専門分野をほぼ確立している。従って、他の専門領域への転向は、それまでの研究生活を台無しにすることを意味し、現実的な選択肢としては考えにくい。

以上、3つの視点から考えた場合、教員と学生の間には、様々な場面において、力関係の差が構築される状況が存在するということが分かる。それゆえ、大学という場においてセクシュアル・ハラスメント発生の可能性を少しでも少なくするためには、教員自身が、学生に対して持つ自らの力について理解することがまず大切であるといえる。

3 一般的な要因

3.1 セクシュアル・ハラスメントの認識に関する先行研究

一般的な要因を分析する目的は、計量分析を用いながら、何がセクシュアル・ハラスメントに対する個人の認識の仕方に影響を及ぼしているかを明らかにすることである。そこで、方法としては、セクシュアル・ハラスメントにあたると思われる行為をあげ、それに対する個人の認識の仕方を問うことが考えられる。しかしこの点に関しては、セクシュアル・ハラスメントにあたると思われる行為だけを抜き出して問うことは無意味であるとする反論もある。すなわち、固有の要因で確認した通り、セクシュアル・ハラスメントの理解には、その行為がなされる文脈が重要な問題になるからである。とはいえ、セクシュアル・ハラスメントが特に大学という学生にとっては将来に関わる貴重な場で問題となる現状をふまえると、セクシュアル・ハラスメント問題が少しでも生じないようにするために、何らかの方向性を見出すことには意味があろう。従って、このような観点に立てば、たとえ背後の文脈は問わないにせよ、セクシュアル・ハラスメントに対する個人の認識に影響を及ぼす要因を明らかにすることは、問題の発生を防ぐ1つの手立てになると考えることができる。

計量分析を用いたセクシュアル・ハラスメントの認識の仕方に関する研究は、米国でその多くがなされている。すなわち、どのような行為がセクシュアル・ハラスメントと認識されているかということについて、セクシュアル・ハラスメントの認識の仕方を従属変数に、性別や性別役割に対する態度などを独立変数においた分析がなされている。そこで、先行研究を、(1) 従属変数としてのセクシュアル・ハラスメント認識について、(2) 使用されている独立変数について整理したい。

1) 従属変数としてのセクシュアル・ハラスメント認識について

セクシュアル・ハラスメントの認識の仕方をどのように測定するかについては、大きく2つ

に分けられる。1つは、セクシュアル・ハラスメントとみなされる行為が展開される作り話（シナリオ）を提示し、それに対する質問の回答の仕方により、個人のセクシュアル・ハラスメントの認識を測定する方法（Malovich, et al., 1990 : LaRocca, et al., 1999）である。もう1つは、10から20項目のセクシュアル・ハラスメントにあたると思われる行為をあげ、各項目に対する個人の判断に基づき、セクシュアル・ハラスメント認識に関する尺度を形成する方法である。（Kenig, et al., 1986 : Powell, 1986 : Reilly, et al., 1986 : Tang, et al., 1995 : Ivy, et al., 1996 : 田中 1997）。

この2つの方法を検討すると、前者の作り話を設定する仕方では、何をセクシュアル・ハラスメントとみなすかということについて、調査者の主観が入る恐れがある。そこで、より客観性を求めるために、本稿では後者の方法を参考にした。

2) 独立変数について

独立変数には、おもに性、性役割態度、年齢、セクシュアル・ハラスメント経験の有無、所属課程（学部か大学院か）、既未婚が用いられている。これらの研究結果からは、諸条件をコントロールした場合に、女性が男性よりセクシュアル・ハラスメントとみなされる行為を広く認識すること（Kenig, et al., 1986 : Powell, 1986 : Reilly, et al., 1986 : Tang, et al., 1995 : Ivy, et al., 1996 : 田中 1997 : LaRocca, et al., 1999）が確認されている。また、いくつかの先行研究からは、性役割に関する態度について、平等主義的な態度をもつ者ほど、セクシュアル・ハラスメントとみなされる行為を、より広く認識すること（Malovich, et al., 1990 : Tang, et al., 1995 : 田中 1997）が明らかになっている。

3.2 作業仮説の設定と分析枠組み

そこで、これまでの先行研究をふまえ本稿では以下の2つの仮説を設定することにした。

仮説1：セクシュアル・ハラスメントの認識の仕方には男女で差があり、女性の方がセクシュアル・ハラスメントをより広く認識する傾向がある。

仮説2：男女平等志向が高い者ほどセクシュアル・ハラスメントをより広く認識する傾向がある。

次に、分析枠組みについては（1）調査概要とその位置づけ、（2）分析方法の観点から述べることにしたい。

1) 調査概要と調査の位置づけ

筆者らが行った調査の概要に関しては以下の通りである。（1）調査対象者：九州の一国立大学（共学）における全大学院生5311名（休学者除く）。（2）調査時期：1999年8月～12月。（3）調査方法：自記式質問紙法。配布・回収方法については、各部局の学生掛の協力により全院生への確実な配布を実施。調査票在中の封筒（無記名）を郵送により回収。（4）回収率：総配布数5311部中、回収数1353部。回収率は約25.5%である。

2) 分析方法

ここで明らかにしたいことは、セクシュアル・ハラスメントの認識の仕方は、どのような場合に、どのような属性によって異なるのか、ということである。そこで、分析方法としては、セクシュアル・ハラスメントに対する認識の仕方を各個人で得点化した尺度（以後、認識尺度と呼ぶ）を従属変数にした重回帰分析を用いる³⁾。以下、分析に使用した変数について述べる。

① 従属変数について

従属変数である認識尺度については、セクシュアル・ハラスメント認識項目を作成したうえで、尺度を作成した。まず、セクシュアル・ハラスメント認識項目については、前述した先行研究とともに人事院セクシュアル・ハラスメント研究会（1998）、鐘ヶ江（1994）の研究に基づいて、個人のセクシュアル・ハラスメント認識を測定するための15項目（注4参照）を作成した⁴⁾。

次に、尺度作成については、セクシュアル・ハラスメントという言葉に「知っている」と回答した者に限り、これら15項目について「あなたはどのような行為を受けた場合にセクシュアル・ハラスメントと認めますか」と問い、複数回答形式で求めた。各項目を1点配点し、回答者が選んだ項目数を各個人について算出し、認識尺度を作成した（得点の範囲は0～15点）。点数が高いほどセクシュアル・ハラスメントを広く認識すると解釈した。認識尺度の平均点は、約9点である（表1）。

② 独立変数について

独立変数の設定については、先行研究においてよく用いられている変数を参考に、以下9項目を用いた。①専門（文系=0、理系=1）、②年齢、③性別（男性=0、女性=1）、④既未婚（未婚=0、既婚=1）、⑤研究室内の女性比、⑥セクシュアル・ハラスメント経験の有無（ない=0、ある=1）、⑦性別役割意識1、⑧性別役割意識2、⑨性差観⁵⁾。⑦、⑧、⑨は男女平等に関する変数である。

専門については、文系（人文科学、または社会科学が専門であると回答した者）と理系（自然科学が専門であると回答した者）で投入した。上野（2000）は、自らが関わった調査⁶⁾から、文系に比べ理系では、性差別がより深刻であることを指摘している。セクシュアル・ハラスメントは性差別の一形態として把握できるため、理系においては、よりセクシュアル・ハラスメントが起りやすいかもしれない。また、江原（2001）も自らが関わった調査⁷⁾から、理系においては文系よりもセクシュアル・ハラスメントの経験を持つ女性の比率が高いことを確認している。すなわち、理系と文系における「性別の偏りが、女性の存在を『特殊視』させ、セクシュアル・ハラスメントをより多く生じさせている可能性がある」と江原（2001：240）は指摘する。従って、専門の変数を投入したのは、理系の学生は文系の学生より、セクシュアル・ハラスメントをより狭く捉える傾向があるのではないかと考えたからである。ただ、それが純粋に文系と理系の研究環境上の違い（例えば、理系では研究の多くがグループで行われることや、実験等で研究に長時間を要することなど）による効果なのか、性別の偏りによる効

果なのかを確認するため、後述する研究室内の女性比という変数を同時に分析に含めることにした。

年齢については、Reillyら（1986）の研究から、年齢が高い者ほどセクシュアル・ハラスメントを広く捉えることが導かれている。加齢とともにセクシュアル・ハラスメントに対する認識も変わると考えられる。既未婚については、Powell（1986）が、学部生においては、既婚者ほどセクシュアル・ハラスメントを広く認識すると指摘している。これは、例えば、既婚者と未婚者とで受けるハラスメントに違いがあり、そのことが両者の間に認識の差を生じさせているのかもしれない。

研究室内の女性比とは、研究室に在籍する大学院生の男女比を問うた質問から、その研究室に在籍する女性の割合を算出したものである。女性比の変数を投入したのは、セクシュアル・ハラスメントの生起に組織環境といった状況要因が関係するのではないかと考えたからである。すなわち、Fitzgeraldら（1997：586）は、ハラスメント行為がまかり通る職場や、女性より男性が多い職場では、セクシュアル・ハラスメントの生起率が高いことを明らかにしている。このため、研究室における女性の割合の高低は、セクシュアル・ハラスメントの認識に影響を及ぼすと考えた。

セクシュアル・ハラスメント経験の有無に関しては、「あなたは大学（院）入学後にセクシュアル・ハラスメントを受けたことありますか（学部時代のものも含みます）」という形で尋ねた。Malovichら（1990）によるとセクシュアル・ハラスメント経験の有無は、セクシュアル・ハラスメントの認識と有意な関連を示さなかった。しかし、セクシュアル・ハラスメント経験の有無はセクシュアル・ハラスメントの認識にやはり関連があると考えられるため、変数に用いることにした。

また、性別役割意識に関しては、次の2項目から測定した。1つは、『『女性の仕事をもつのはよいが、家事・育児はきちんとすべきである』という考え方についてあなたは賛成ですか、それとも反対ですか』（性別役割意識1）と尋ね、1（賛成）から4（反対）までの4段階で回答を求めた。もう1つは、「あなたはどちらの考え方に近いですか。A：家事は主として女性の仕事である B：家事は夫婦平等に分担すべきである」（性別役割意識2）と尋ね、1（Aに近い）から4（Bに近い）までの4段階で回答を求めた。いずれの場合も、数値が高まるほど、男女平等志向が高いと解釈した⁸⁾。

性別役割意識1と2の違いについては、1は女性が職業をもった場合の家事分担に対する意識を、2は家事分担そのものに対する意識を問うたものである。

性差観については、「あなたは、『女性と男性では、生まれつき物事を考えたりまとめたりする能力に差がある』という考え方に賛成ですか」という項目に関して、1（賛成）から4（反対）の4段階で回答を求めた。数値が高まるほど、男女平等志向が高いと解釈した。男性と女性の能力の違いがあるとする考えは、性差別的な考えを生じさせる温床となる。セクシュアル・ハラスメントは、何より性差別の一環と考えられるため、性差観に関する変数は、個人がセクシ

アル・ハラスメントをどのように認識しているかに関わりをもつと考えられる。

3.3 分析結果

1) 回答者の属性

回答者の属性を把握するため、記述統計量を表1に示した。専門については、文系が14.6%、理系が85.4%であり、理系が文系の約6倍を占める。これは、調査を実施した大学では、理系の学部数の方が多いことを反映しているのだろう。年齢については、20代が87.7%、30代が10.8%、40代が1.4%、50代が0.2%となっており、20代が9割近くを占める。性別については、男性が76.7%、女性が23.3%であり、7割以上が男性である。既未婚については、未婚が88.1%、既婚が11.9%である。また、研究室内の女性比を平均でみると約2割となっている。セクシュアル・ハラスメント経験の有無については、「ない」とする者が92.0%、「ある」とする者が8.0%である。

性別役割意識1については「1. 賛成」および「2. どちらかといえば賛成」が75.1%、「3. どちらかといえば反対」と「4. 反対」が24.9%である。性別役割意識2は「1. Aに近い」と「2. どちらかといえばAに近い」が38.5%、「3. どちらかといえばBに近い」と「4. Bに近い」が61.5%となっている。家事は夫婦平等に分担するべき、という考えが過半数を占める一方で、女性はやはりどんな場合においても家事の主たる責任者であるという考えがいまだ根強いことを伺わせる。性差観については「1. 賛成」と「2. どちらかといえば賛成」が38.9%、「3. どちらかといえば反対」と「4. 反対」が61.0%である。4割近くの者が男女の能力差があるという考えに賛同していることは注目すべき点である。

表1 記述統計量 (n=1149)

		平均値	標準偏差
従属変数	認識尺度 (点)	8.91	3.51
独立変数	専 門	0.85	0.35
	年 齢 (歳)	25.32	3.62
	性 別	0.23	0.42
	既未婚の別	0.10	0.30
	研究室内の女性比 (%)	20.72	20.96
	セクシュアル・ハラスメント経験の有無	0.08	0.28
	性別役割意識1	2.03	0.90
	性別役割意識2	2.78	1.01
	性 差 観	2.82	1.04

2) 重回帰分析結果

3.2で検討した変数を用いて重回帰分析を行った結果が表2である。年齢と、男女平等に関する全ての変数（性別役割意識1、2および性差観）において、それぞれ有意な正の効果が得られた（年齢、性別役割意識2は10%水準で有意）。年齢については、年齢が上がるほどセクシュアル・ハラスメントを広く認識する傾向があり、男女平等に関する変数については、男女平等志向が高い者ほどセクシュアル・ハラスメントを広く認識する傾向がある。年齢については、先行研究と同じ結果が導かれた。

しかし、多くの先行研究で有意な効果が確認された性別については有意な効果はみられなかった。また、セクシュアル・ハラスメント経験の有無についてもみられない。重回帰分析では、性別やセクシュアル・ハラスメントの経験の有無に関する変数をコントロールしているの、例えば、同じ女性で、同じようにセクシュアル・ハラスメントの経験がある場合でも、男女平等志向が高い者ほど、よりセクシュアル・ハラスメントを広く認識するという関係が見出されたわけである⁹⁾。性別の変数と男女平等に関する変数を同時に投入した場合に、性別の効果がみられないことはMalovichら（1990）の研究においても指摘されている¹⁰⁾。従って、何をセクシュアル・ハラスメントと認識するかということに重要な役割を果たすのは、性別やハラスメント経験の有無というより、男女平等に関する態度とすることができる。また、男女平等に関する変数とセクシュアル・ハラスメントの認識の仕方との間に関連がみられたことは、セクシュアル・ハラスメントは性差別の一形態である、とする固有の要因の観点を確認するものである。

表2 セクシュアル・ハラスメント認識尺度に対する重回帰分析 (n=1149)

独立変数	標準偏回帰係数 (β)
専 門	-0.003
年 齢	0.068+
性 別	0.041
既未婚の別	-0.037
研究室内の女性比	0.003
セクシュアル・ハラスメント経験の有無	0.048
性別役割意識1	0.102*
性別役割意識2	0.060+
性 差 観	0.148**
決定係数	0.067

** : $p < .01$ * : $p < .05$ + : $p < .10$

3.4 仮説の検討

分析の結果、セクシュアル・ハラスメントの認識の仕方には男女で差があり、女性の方がセクシュアル・ハラスメントをより広く認識する傾向がある、とする仮説1は成立しない。一方、男女平等志向が高い者ほどセクシュアル・ハラスメントをより広く認識する傾向がある、とする仮説2は成立する。ここから、少なくとも、大学院生が5000名近くを占め、かつ男性院生の割合が大きい国立で共学の大学院生においては、特に男女平等に関する変数が、セクシュアル・ハラスメントに対する認識の仕方の規定要因としては有効であることが提唱できる。

4 結果の考察と今後の課題

本稿の目的は、固有の要因と一般的な要因の分析を通して、大学におけるセクシュアル・ハラスメントの生起過程を明らかにすることにあつた。固有の要因から、大学におけるセクシュアル・ハラスメントは、教員と学生間に存在する力関係の差を背景に生じる性差別の一形態であることが確認された。また、一般的な要因については、仮説2が成立することから、セクシュアル・ハラスメントの認識の仕方には、男女平等志向が高い者とそうでない者との間に相違があり、この認識の相違がセクシュアル・ハラスメントを発生させる一因ではないか、ということが導かれる。すなわち、男女平等に関する個々人の認識の違いが一因となって、セクシュアル・ハラスメントが生じる傾向があることが指摘できるのである。大学におけるセクシュアル・ハラスメントは、少なくともこれらの要因が相互に関わりながら生起すると考えられる。

固有の要因において、教員と学生間に存在する力関係の差は、雇用関係上の立場の違いや、大学固有の組織構造などを背景に生じると考えられる。そのため、教員自身が、学生に対して持つ自らの力について認識することが、大学という場においてセクシュアル・ハラスメント発生の可能性を少しでも少なくするためにはまず必要なことだといえるだろう。もちろん、加害者への適切な処分をはじめ、被害者が研究を続けることができるような環境の確保、また、研究の評価などに関して、「不当な扱いを受けたと思う研究者が、そのことを訴えることができる場」を設ける（江原 2000）ための努力は今後ともなされるべきことは言うまでもない。

一般的な要因においては、セクシュアル・ハラスメントをより広く認識する者が不快に感じないような環境をつくるのが、セクシュアル・ハラスメント問題の解決に向けた1つの手立てになり得る。すなわち、男女平等志向が高い者のセクシュアル・ハラスメント認識を大学の構成員全てがまず理解することが、大学におけるセクシュアル・ハラスメントの発生を少なくする上で必要であるといえるのではなかろうか。この試みは、結果的には男女平等についての意識を高めることにつながるといえるだろう。

以上の分析から大学でのセクシュアル・ハラスメントは、固定的な男女の性役割意識に基づく性差別的な意識構造が背景にあって生じるということが分かる。ゆえに、セクシュアル・ハラスメント問題を解決するためには、その根底にある性差別的な意識構造を解体しなければな

らない。しかし、性差別的な意識構造は教育の場における男女平等に関する啓発活動をはじめ、政策や雇用の場での男女間の平等を規定する数々の施策が講じられているにも関わらず、依然として存在している。

性差別的な意識構造は、なぜなくなるのか。この理由の1つとして考えられるのは、社会に存在する性差別的意識構造が、社会の「秩序」を維持する構造として、いまだ有効に機能しているからではなかろうか。すなわち、意識の上で男性と女性に平等でない位置づけを与えることは、それが性差別的な意識構造を生み出す温床となるにせよ、平等でないからこそ、「秩序」として機能している面もあるかもしれない。従って、男女平等を唱えることは、「秩序」を乱す要因になり得る。しかし、このような「秩序」が存在する社会のままでは、セクシュアル・ハラスメントの問題は根本的に解決しない。

ゆえに、今後はこのような「秩序」にかわる、男女平等意識を基盤にした新たな秩序体系が構築されなければならない。とはいえ、男女平等意識に基づいた社会の新たな秩序体系は簡単に作れるものではないだろう。男女平等についての意識を高める、という問題は非常に大きな問いであるからだ。従って、今後は特にどのような者に対して、どのような形で男女平等意識を高める方策を提示するかなど、具体的なレベルで意識向上のための方法を考えていくことが課題である。1つ1つの現場からジェンダー観を改めていくことは、結果的に、大学での、ひいては社会におけるセクシュアル・ハラスメント問題の解決に向けた第一歩となるはずだ。セクシュアル・ハラスメントという問題のないキャンパスづくりを目指して、どのようなことが必要なのか、今後も考えていきたい。

最後に本研究のもつ限界と課題について、少なくとも以下の点が指摘できる。まず、固有の要因に関して。大学固有のセクシュアル・ハラスメントの考察をより深めるためには、大学の構成員すべてを対象にした調査が今後は不可欠であろう。同時に、どのような文脈のもとで生じたかを明らかにするため具体的な事例に着目した分析が必要と考えられる。

次に、一般的な要因に関して。今回の分析が依拠した調査は、一大学における全数調査であるため、有意性についての解釈には、ある程度の制約があることをふまえておく必要がある。また、今回の調査は国立大学において行われたものであり、今後は私立大学の場合なども考慮して、大学間格差の要因も取り入れていきたいと考えている。さらに、男女平等に関する変数がセクシュアル・ハラスメントの認識に重要な影響を及ぼすことが確認されたが、分析に用いた男女平等に関する変数が適切なものであったかという問題がある。今後は男女平等に関する変数について、さらに吟味していく必要があるだろう。

付 記

本研究で依拠した調査に関しては、調査の機会を与えて下さった福岡県女性総合センター「あすばる」の関係者の方々にここで謝意を表したい。

注

- 1) 本調査は、「平成11年度調査研究活動支援事業」として、福岡県女性総合センター「あすばる」の助成を得て行ったものである。
- 2) 教員—学生間に焦点をあてて考えるのは、実際、このようなケースでセクシュアル・ハラスメントが大学で問題になる現状があるほか、筆者が大学院生対象に行った調査においても、セクシュアル・ハラスメントを受けたことが「ある」と回答した者のうち、教員からなされたと回答した者が最も多かったからである。
- 3) 重回帰分析は、セクシュアル・ハラスメントという言葉を知っている」と回答した1322名を対象におこなう。
- 4) 15項目からなるセクシュアル・ハラスメント認識項目について以下の通りである。
 - (1) 性的関係の強要（抱きつく、キスをされるなど）
 - (2) 性的な内容の電話・手紙等
 - (3) お尻、胸、背中、腰をさわる
 - (4) 性的魅力をアピールする服装、振る舞いをされる
 - (5) 性的なからかい・冗談等を言ったり、性的な噂を流す
 - (6) 女性（男性）ということでお酌を強要
 - (7) 女性（男性）らしくということに服装・髪型・化粧等で注意・批判したり、女性（男性）ということでお茶くみ・後片付け・私用等を強要
 - (8) 裸・水着のポスターの掲示
 - (9) 容姿・年齢・結婚等を話題
 - (10) 食事などへ執拗に誘ったり、カラオケでデュエットの強要
 - (11) 後を付ける・私生活の侵害
 - (12) 強姦・暴行（未遂を含む）
 - (13) 不愉快な視線を送られた
 - (14) 肩をもまれた
 - (15) 髪をさわられた

これら15項目は、鐘ヶ江（1994）を参考に、概念上は3項目ずつ5つのグループに区分できる。すなわち、①性的関係の強要（項目番号：1、11、12）、②身体への望まない接触（3、14、15）、③言葉によるいやがらせ（2、5、9）、④交際・サービスの強要（6、7、10）、⑤不快な環境や視線（4、8、13）。ここで、回答者が、同様に15項目を5つに区分できるものと認知しているかどうかを、等質性分析を用いて検討してみたが、データ上からは5つのグループに分けることができなかった（今回は等質性分析を用いたが、今後は他の手法もあわせて検討したい）。つまり、15項目は内容的には5つに分けられるが、回答者はそのようなものとして認知していないと思われる。また、概念上のグループ分け

- によって、人数を集計した結果、回答者は「性的関係の強要」、「言葉によるいやがらせ」、「身体への望まない接触」、「交際・サービスの強要」、「不快な環境や視線」の順に、セクシュアル・ハラスメントと思うと回答した。
- 5) 先行研究では、所属課程（学部か大学院か）の変数が用いられているが、今回の調査対象者は大学院生のみであるので、所属課程の変数は投入しない。
 - 6) 東京大学女性研究者懇話会が1994年に実施した『東京大学女性教官が経験した性差別』調査。
 - 7) 東京都立大学セクシュアル・ハラスメント調査委員会が1997年に実施した『大学におけるセクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメントに関するアンケート調査』。
 - 8) これら2項目は、合計する予定であったが、 α 係数が0.59であったため、個々に投入した。
 - 9) 実際、男女平等に関する3つの変数を除いて重回帰分析を行った場合、性別とセクシュアル・ハラスメント経験の有無についてのみ有意な正の効果が得られた。しかし、男女平等に関する変数を同時に分析に含めると、性別とセクシュアル・ハラスメント経験の有無の効果はみられなくなった。このためこれらの効果は男女平等に関する変数に吸収されていると考えることができる。
 - 10) Tangら（1995）、また田中（1997）の研究では、セクシュアル・ハラスメントの認識に関して、性別と男女平等に関する変数の両方に効果がみられているが、これらの研究においては、この2つの変数が別々のモデルで検討されている。

文 献

- 江原由美子, 1997, 「〈アカハラ〉を解決困難にする大学社会の構造体質」上野千鶴子編『キャンパス性差別事情：ストップ・ザ・アカハラ』三省堂, 13-28.
- 江原由美子, 2000, 「キャンパスにはびこるジェンダー・ハラスメント：性的嫌がらせ『グレイゾーン』の本質」『論座』2：68-77.
- 江原由美子, 2001, 『ジェンダー秩序』勁草書房.
- 江原由美子・栗原彬, 2000, 「セクシュアル・ハラスメントの権力作用」『現代思想』28：40-54.
- Fitzgerald L.F., Drasgow F., Hulin C.L., Gelfand M.J., Magley V.J., 1997, "Antecedents and consequences of sexual harassment in organizations", *Journal of Applied Psychology*, 82 (4) : 578-589.
- Ivy D.K., Hamlet S., 1996, "College students and sexual dynamics : Two studies of peer sexual harassment", *Communication Education*, 45 (2) : 149-166.
- 人事院セクシュアル・ハラスメント研究会編, 1998, 『公務職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策のてびき』財団法人 公務研修協議会.

- 鐘ヶ江晴彦, 1994, 「セクシュアル・ハラスメント：日本の現状と特質」 鐘ヶ江晴彦, 広瀬裕子 編『セクシュアル・ハラスメントはなぜ問題か：現状分析と理論的アプローチ』明石書店, 19-73.
- Kenig S., Ryan J., 1986, “Sex differences in levels of tolerance and attribution of blame for sexual harassment on a university campus”, *Sex Roles*, 15 (9/10) : 535-549.
- LaRocca M.A., Kromrey J.D., 1999, “The perception of sexual harassment in higher education : Impact of gender and attractiveness”, *Sex Roles*, 40 (11/12) : 921-940.
- MacKinnon, 1979, *Sexual harassment of working women*, Yale University Press. (村山淳彦監訳, 1999, 『セクシャル・ハラスメント オブ ワーキング・ウィメン』 こうち書房).
- Malovich N.J., Stake J.E., 1990, “Sexual Harassment on Campus : Individual differences in attitudes and beliefs”, *Psychology of Women Quarterly*, 14 : 63-81.
- 牟田和恵, 2000, 「キャンパスでのセクシュアル・ハラスメント」 財団法人 東京女性財団編『セクシュアル・ハラスメントのない世界へ』有斐閣, 141-167.
- 牟田和恵, 2001, 『実践するフェミニズム』岩波書店.
- Powell G.N., 1986, “Effects of sex role identity and sex on definitions of sexual harassment”, *Sex Roles*, 14 (1/2) : 9-19.
- Reilly M.E., Lott B., Gallogly S.M., 1986, “Sexual harassment of university students”, *Sex Roles*, 15 (7/8) : 333-358.
- 田中堅一郎, 1997, 「セクシュアル・ハラスメントに関する心理学的研究 (2) : セクシュアル・ハラスメント評定尺度作成の試み」『国際経済論集』4 (2) : 191-202.
- Tang C.S-K., Yik M.S.M., Cheung F.M.C., Choi P-K., Au K-C., 1995, “How do chinese college students define sexual harassment?”, *Journal of Interpersonal Violence*, 10 (4) : 503-515.
- 上野千鶴子, 2000, 「キャンパス・セクシュアル・ハラスメント：その問題化の背景」『現代思想』28 (2) : 56-70.